

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 国会法の一部改正

一 特定秘密以外の行政上の秘密が含まれる報告又は記録の提出要求に係る情報監視審査会への審査要請
各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法第百四条第一項の規定によりその内容に行政上の秘密（公になっていない情報のうち行政上秘匿することが必要であるものをいい、特定秘密を除く。以下同じ。）である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、内閣又は官公署が理由を疎明してその求めに応じなかったときは、その議院又は委員会若しくは参議院の調査会は、その議院の情報監視審査会に対し、内閣又は官公署がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができること。
(第五十四条の四第一項及び第百四条の二第一項関係)

二 情報監視審査会における審査

1 情報監視審査会は、一の審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

2 各議院の情報監視審査会から1の審査のため、内閣又は官公署に対し、必要な行政上の秘密の提出

を求めたときは、その求めに応じなければならないこと。

- 3 内閣又は官公署が2の求めに応じないときは、速やかに、その理由を明示しなければならないこと。
- 4 情報監視審査会は、1の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。この場合において、その通知には、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会が提出を求める報告又は記録に含まれる行政上の秘密を保護するために必要な措置に関する事項を含むことができること。

(第百二条の十八関係)

三 保護措置を講ずることとした上での行政上の秘密が含まれる報告又は記録の提出の要求

- 一の審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会は、二4により、その提出を求める報告又は記録に含まれる行政上の秘密を保護するために必要な措置に関する事項を含む通知を受けたときは、当該行政上の秘密を保護するために必要な措置を講ずることとした上で、内閣又は官公署に対し、当該報告又は記録の提出を求めることができること。

(第五十四条の四第一項及び第百四条の二第二項関係)

四 特に秘密を要するものと議決された行政上の秘密の利用等の制限

1 二により行政上の秘密が各議院の情報監視審査会に提出された場合であつてその行政上の秘密につきその情報監視審査会において特に秘密を要するものと議決したときは、その行政上の秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるとすること。

(第百二条の二十関係)

2 国会法第百四条の規定によりその内容に行政上の秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会に提出された場合であつてその行政上の秘密につきその議院又は委員会若しくは参議院の調査会において特に秘密を要するものと議決したときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会若しくは参議院の調査会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるとすること。

(第五十四条の四第一項及び第百四条の四関係)

第二 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律に基づく証言又は書類の提出についても、第一と同様の規定を整備すること。
(第五条の二、第五条の三、第五条の六及び第五条の七関係)

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行すること。(附則第一項関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。